

7 日 獣 発 第 47 号
令和 7 年 4 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**愛玩動物看護師法第 31 条第3号に基づく愛玩動物看護師試験の
受験資格認定の取扱い等についての一部改正について**

このことについて、令和 7 年 4 月 24 日付け 6 消安第 6803 号及び環自総
発第 2504241 号をもって、農林水産省消費・安全局長、環境省自然環境局
長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物
看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について（令和 4 年 6 月 30 日
付け 4 消安第 1696 号・環自総発第 2206301 号農林水産省消費・安全局長・
環境省自然環境局長通知）の一部を改正するとしたものです。

つきましては、内容等についてご了知の上、貴会関係者への周知方、よ
ろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日 本 獣 医 師 会
事業担当：岡本

TEL:03-3475-1601

E-mail: okamoto@nichiju.or.jp

6 消 安 第 6803 号
環自総発第 2504241 号
令和 7 年 4 月 24 日

一般財団法人動物看護師統一認定機構 機構長	}	殿
公益社団法人日本獣医師会 会長		
公益社団法人日本動物病院協会 会長		
一般社団法人日本小動物獣医師会 会長		
一般社団法人 T e a m H O P E 代表		
一般社団法人日本動物看護職協会 会長		
公益社団法人日本愛玩動物協会 会長		
一般社団法人日本動物保健看護系大学協会 会長		
一般社団法人全国動物教育協会 会長		
一般社団法人全日本動物専門教育協会 理事長		
一般社団法人日本動物専門学校協会 理事長		
一般社団法人全国動物専門学校協会 会長		
一般社団法人日本ペットビジネススクール協会 会長		
一般社団法人ジャパンケネルクラブ 理事長		
一般社団法人日本動物看護学会 理事長		
特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会 会長		
一般社団法人全国専修学校動物系教育協会 会長		

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公印省略)

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験
の受験資格認定の取扱い等についての一部改正について

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資
格認定の取扱い等について（令和 4 年 6 月 30 日付け 4 消安第 1696 号・環自
総発第 2206301 号農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長通知）の
一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知いただきたい。

- 愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について（令和 4 年 6 月 30 日付け 4 消安第 1696 号・環自総発第 2206301 号農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定 愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 号の認定（外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所（以下「愛玩動物看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師免許を得た者の愛玩動物看護師国家試験の受験資格の認定）に係る手続を以下に示す。 1 （略） 2. 認定基準 以下の（１）から（３）までの全ての認定基準を満たした者に対し愛玩動物看護師国家試験受験資格認定を行う。 （１） （略） （２）教育科目の履修 愛玩動物看護師養成所指定規則（<u>令和 3 年農林水産省・環境省令第 7 号。以下「養成所指定規則」という。</u>）別表等に規定する科目と<u>おおむね同等以上（養成所指定規則で定める教育内</u>	別添 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定 愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 号の認定（外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所（以下「愛玩動物看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師免許を得た者の愛玩動物看護師国家試験の受験資格の認定）に係る手続を以下に示す。 1 （略） 2. 認定基準 以下の（１）から（３）までの全ての認定基準を満たした者に対し愛玩動物看護師国家試験受験資格認定を行う。 （１） （略） （２）教育科目の履修 愛玩動物看護師養成所指定規則（<u>令和 3 年農林水産省・環境省令第 7 号）別表等に規定する科目とおおむね同等以上の科目</u>を履修しており、かつ、これらの科目について1,800時間以上

容と合致していることについて、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和３年３月30日）のうち「〔４〕履修すべき科目の到達目標」を参照すること。）の科目を履修しており、かつ、これらの科目について1,800時間以上を履修していること。

（３）日本語能力

日本の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあつては、日本語能力試験１級の認定を受けていること。

３．必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（１）～（４） （略）

（５）卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の入学資格及び修業年限を明らかにした書類並びに当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する免許又は免許取得のための試験の受験資格を取得できることを証明する書類（当該愛玩動物看護師学校養成所の刊行物、ウェブサイト等の抜粋又は当該愛玩動物看護師学校養成所が作成した書類を提出すること。）

（６）・（７） （略）

（８）日本の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあつては、日本語能力試験１級認定書及び成績書の写し

を履修していること。

（３）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者にあつては、日本語能力試験１級の認定を受けていること、又はこれと同等以上と認められる者であること。

３．必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（１）～（４） （略）

（５）卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の入学資格及び修業年限を明らかにした書類並びに当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する又は免許取得のための試験の受験資格を取得できることを証明する書類（当該愛玩動物看護師学校養成所の刊行物、ウェブサイト等の抜粋又は当該愛玩動物看護師学校養成所が作成した書類を提出すること。）

（６）・（７） （略）

（８）日本の中学校及び高等学校を卒業していない者にあつては、日本語能力試験１級認定書及び成績書の写し又は日本語能力試験１級と同等以上の日本語能力を有することを証する書類

(9) (略)

【書類を作成・提出する上での注意】

1. 提出書類の部数は各1部とし、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に、申請者本人が提出書類を持参又は送付することとする。書類を持参する場合は、事前に連絡すること。送付の場合は、配達状況が追跡できる方法で送付し、締切当日消印有効とする。なお、提出書類の持参・送付先及び締切は、愛玩動物看護師国家試験日程に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。

2・3 (略)

4. 申請者の履修科目が、養成所指定規則で定める教育内容と合致していることについて、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和3年3月30日）のうち「〔4〕履修すべき科目の到達目標」を参照すること。

5. 提出書類のうち、外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

6・7 (略)

8. 申請を行おうとする者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に相談をすること。相談先は、愛玩動物看護師国家試験日程

(9) (略)

【書類を作成・提出する上での注意】

1. 提出書類の部数は各1部とし、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に、申請者本人が提出書類を持参又は送付することとする。書類を持参する場合は、事前に連絡すること。送付の場合は、配達状況が追跡できる方法で送付し、締切当日消印有効とする。なお、書類提出の締切は、愛玩動物看護師国家試験日程に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。

2・3 (略)

(新設)

4. 提出書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

5・6 (略)

7. 申請を行おうとする者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に相談をすること。

に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。

様式 3

氏名

愛玩動物看護師養成所指定規則別表における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表

養成所指定規則で定める教育内容			申請者の 履修科目	時間数
	科目名	時間数		
基礎動物学	(略)	(略)		
	小計	360	(略)	(略)
基礎動物 看護学	(略)	(略)		
	小計	270	(略)	(略)
臨床動物 看護学	(略)	(略)		
	小計	360	(略)	(略)
愛護・適正 飼養学	(略)	(略)		
	小計	210	(略)	(略)
実習	(略)	(略)		
	小計	600	(略)	(略)
総計		(略)	(略)	(略)

※必要に応じ行を追加すること。

様式 3

氏名

愛玩動物看護師養成所指定規則別表における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表

養成所指定規則で定める教育内容			申請者の 履修科目	時間数
	科目名	時間数 (参考)		
基礎動物学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
基礎動物 看護学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
臨床動物 看護学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
愛護・適正 飼養学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
実習	(略)	(略)		
			(略)	(略)
総計		(略)	(略)	(略)

※必要に応じ行を追加すること。